

第1条（本約款の趣旨）

「オーイズミフーズプレミアムカード」及び「ゆびポイント」約款（以下「本約款」という）は株式会社オーイズミフーズ（以下「当社」という）が発行する、以下に定義した「オーイズミフーズプレミアムカード」及び「ゆびポイント」（以下「ポイントツール」という）のご利用について規定するもので、ポイントツールの所持者（以下「お客様」という）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

① お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）からポイントツールの引渡しを受け、現実ポイントツールを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

①商品

当社各店にて販売する商品、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

② オーイズミフーズプレミアムカード 取扱店

「オーイズミフーズポイントシステム 取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗（以下「取扱店」という）または施設をいいます。但し、同じ屋号であっても当社が運営していない店舗ではご使用頂けません。

具体的な取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載されたポイントツールに関するお問合せ窓口にお電話にてお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。尚、取扱店は予告無く変更される場合があります。

③ 残高照会

ポイントツールを取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、当該ポイントツールの残高を確認する行為をいいます。

④ ご利用

ポイントツールへのポイント付与およびポイント使用の行為を総称して「ご利用」といいます。

第3条（本カードのご利用）

お客様は、当社が指定する取扱店においてのみ、ポイントツールのご利用をすることができるものとします。

第4条（利用の方法）

1. ポイントツールを利用する場合には、取扱店内にてポイントツールを必ず精算前にご提示頂く様にお願いします。精算後にポイントシステムをご提示頂いても、ご利用頂けません。

2. ポイントの付与について、割引後のお会計の金額に対して、3%のポイントが付与します。尚、1ポイント未満の端数は切り捨てとします。
3. ポイントは、1,000ポイント=1,000円として、1,000ポイント単位で一度のお会計につき、最大10,000ポイントまで使用頂けます。(プレミアムギフトの場合は10,000ポイントを超えて使用頂けます)尚、使用したポイントと引き換えに、商品の代金を値引きます。この場合、割引後の代金及びお支払い後のポイントツールのポイント残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
4. 代金を超えてポイントを使用することは出来ません。また、1,000ポイント未満のポイントもご利用いただくことは出来ません。
5. お支払いの際にポイントツールを複数ご利用いただくことは出来ません。
6. お客様は第5条各号の処理の後において、ポイントツールにより利用された数量、および、当該利用後の当該ポイントツールの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面(以下、単に「レシート」といいます)を取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。但し、確認後であっても過誤が判明した場合には、当社の判断によりお客様の事前の承諾を要せず、修正することがあります。
7. ポイントツールを複数お持ちであっても、ポイントツール残高を1つに統合することはできません。また、取得ポイントについて、第三者への譲渡はできません。
8. ポイントツールは、基本的にその他の割引券等と併用できますが、ランチでのポイントの使用は出来ません。(ランチでのポイント付与はあります)また、当社が指定する一部の商品または役務には利用いただけない場合があります。

第5条(残高照会の方法)

1. お客様は、第4条に規定するレシートによる残高照会のほか、取扱店においてポイントツールを提示していただくことにより、残高照会をすることができます。
2. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高などの確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示する内容は当社が決めるものとします。
3. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、プレミアムカードの場合は16桁のカード番号と6桁のPIN番号(スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと6桁の数字が現れます)、ゆびポイントは登録した電話番号と誕生日が必要です。

第6条(換金)

1. ポイントシステム自体またはポイント残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

第7条 [プレミアムカード（以下本カード）再発行]

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。
4. その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができます。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

第8条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときには、当社は、お客様にポイントシステムのご利用をお断りし、無効扱いとします。
 - ①お客様が不正な方法によりポイントシステムを取得され、または、お客様が不正な方法によりポイントシステムを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - ②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - ③本約款に違反した場合。
 - ④その他、ポイントシステムの利用が不適切であると当社が判断する場合。
2. 当社は前各号の疑いがある場合調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
3. お客様は前1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第9条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. ポイントシステムを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として1年間ご利用がない場合、当該ポイントシステムは無効となり、当該ポイントシステムの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。（ご利用とは、ポイントの付与または使用をさします）
2. お客様は、前項のご利用期限が到来したポイントシステムに関するご利用および払戻し等の請求権、一切に関するすることができないものとします。
3. お客様は、ポイントシステムを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなければ

いけないものとしします。

第10条（システム保守・障害等）

ポイントシステムに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により取扱店の一部または全店において、当社は予告なくポイントシステムのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとしします。その際、ポイントシステムがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第11条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、ポイントシステムに質権等の担保の設定を一切することができないものとしします。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとしします。

第12条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとしします。

第13条（本約款の変更他）

1. 当社は当社の判断において当約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとしします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の約款をカード取扱店の店頭あるいは本社に所定の期間備え置くものとしします。
3. 当社は当社の判断において、ポイントシステムの運用の全部または一部について、変更または廃止することあることを予めご了承ください。

附則

本約款は、平成30年7月1日からこれを適用します。

《オーイズミフーズプレミアムカード発行元》
株式会社オーイズミフーズ
神奈川県厚木市中町二丁目6番5号
TEL：046-297-2511
<http://www.oizumifoods.co.jp/>